

# 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る 事務処理及び加入事務手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）に基づく災害共済給付に関する事務の円滑化を図るため、法に基づく事務のうち埼玉県立学校長（以下「学校長」という。）が行う事務、契約手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(共済掛金)

第2条 共済掛金の額は別表に掲げる金額とする。

(保護者の同意)

第3条 学校長は、児童、生徒又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「振興センター」という。）との間に締結する災害共済給付契約（以下「契約」という。）について、児童生徒等の保護者又は生徒が成年に達している場合には当該生徒（以下「保護者等」という。）の同意を得るものとする。

(名簿更新)

第4条 学校長は、毎年教育委員会が指定する期日までに契約に係る児童生徒等の名簿を更新し、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める様式により、遅滞なく埼玉県教育局県立学校部保健体育課長（以下「保健体育課長」という。）あて報告するものとする。

- (1) 全校児童生徒等が契約する場合 【様式第1号】
- (2) 全校児童生徒等の一部が契約する場合 【様式第2号及び様式第3号】
- (3) 県立中学校並びに特別支援学校の小学部若しくは中学部の要保護児童生徒等が契約する場合 【様式第4号】

(名簿の追加)

第5条 学校長は、転入学又は休学者の復学（以下「転入学等」という。）により契約していない児童生徒等を新たに名簿に追加する場合は、転入学等のあった日の属する月の翌月の5日までに様式第5号により、遅滞なく保健体育課長あて報告するものとする。

(要保護の異動)

第6条 特別支援学校の学校長は、小学部若しくは中学部の児童生徒が、要保護でなくなった場合又は要保護となった場合は、その異動のあった日の属する月の翌月の5日までに様式第6号により、遅滞なく保健体育課長あて報告するものとする。

2 県立中学校長は、生徒が要保護でなくなった場合又は要保護となった場合は、前項の規定を準用する。

(報告単位)

第7条 名簿の更新、名簿への追加及び要保護の異動の報告は、第4条に規定する様式により学校ごとに行うものとする。ただし、高等学校で全日制の課程のほか定時制又は通信制の課程がある場合は、それぞれの課程ごとに作成し、報告するものとする。

(保護者負担金の徴収及び納入)

第8条 学校長は毎年教育委員会が指定する期日までに、送付された「納入通知」により県に納入するものとする。

2 学校長は、転入学等による名簿への追加の報告をした場合は、児童生徒等の保護者等から別表に掲げる共済掛金の保護者負担金を徴収し、前項の保護者負担金を納入するときに併せて納入するものとする。

(給付金の申請及び支給)

第9条 契約に係る給付金の保護者等への支給は学校長が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金（平成31年度改定）（単位：円）

学校種別		共済掛金	免責特約	掛金合計	県負担 免責特約含	保護者負担 (保護者から徴収する額)
中学校	一般	920	15	935	475	460
	要保護	40	15	55	55	0
	準要保護	920	15	935	935	0
高等学校	全日制	2,150	15	2,165	400	1,765
	定時制	980	15	995	205	790
	通信制	280	2	282	62	220
特別支援学校	幼稚部	270	15	285	75	210
	小・中学部 一般	920	15	935	475	460
	要保護	40	15	55	55	0
	準要保護	920	15	935	935	0
	高等部	2,150	15	2,165	400	1,765

※ 共済掛金の総額は、免責特約に係る額を加えた合計金額となる。

※ 免責特約に係る額は、県が負担する。

※ 要保護及び準要保護児童生徒の保護者負担額は、要保護が20円、準要保護が460円とするが、経済的な理由により、保護者からこれを徴収しない。